

政策会議付議事案書 (令和7年5月26日)

提案課名 国保年金課

報告者名 横溝 善教

<p>事案名</p>	<p>国民健康保険の一斉更新に伴う資格確認書の有効期間について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が停止されたことに伴い、現行の国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の有効期間は令和7年7月31日までとなっています。そのため、本年8月1日からの国民健康保険の一斉更新に合わせて、マイナ保険証を所有していない被保険者（以下「対象者」という。）には、被保険者証の有効期間を迎える前に、医療機関等で使用することができる資格確認書を送付する予定です。</p> <p>本市は、これまで被保険者証の一斉更新のサイクルが2年であったことなどを考慮し、昨年7月17日開催の政策会議において、資格確認書の有効期間を2年間と決定しました。</p> <p>しかし、この度、本市が国民健康保険業務のために賃借している「市町村事務処理標準システム」（以下「標準システム」という。）の管理、提供元である国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）から、標準システム改修に伴う運用に係る各自治体からの質問に対し、資格確認書の有効期間を1年間とする旨の回答がありました。</p> <p>この回答により、予定していた有効期間を2年間とする運用は困難となったため、有効期間を1年間にすることについて検討しました。</p> <p>その結果、資格確認書の郵送費等の経費は毎年生じるものの、対象者には特段の影響がないことが確認できましたので、有効期間を1年間に見直すものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年7月17日 政策会議に付議 「秦野市国民健康保険条例」の一部改正と併せて、資格確認書の有効期間についても審議し、郵送料などのコスト面に加え、これまで本市の被保険者証の一斉更新のサイクルが2年であったことを考慮し、有効期間を2年間と決定した。</li> <li>同年8月23日 国保中央会による標準システム改修に係る説明会での質疑回答 「70歳未満と前年の所得をもとに毎年負担割合を見直す必要がある70歳以上の対象者の資格確認書の有効期間を、ともに2年間とすることは可能か。」との質疑に対して、「70歳未満は可能だが、70歳以上は毎年負担割合を決定する関係上、有効期間を1年間として考えている。同一の有効期間で検討してもらいたい。」との回答を受けた。</li> </ul>	

経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月17日 国保中央会への質疑回答 「70歳未満と70歳以上で異なる有効期間を設定することは可能か。」との質疑に対して、「システムの仕様上、年齢区分により有効期間を二元管理することは想定していない。」との回答を受けた。</li> <li>・同年3月末から4月初旬 開発事業者との調整 本市の標準システムの開発事業者を確認したところ、「国保中央会の仕様をもとにシステムを改修しており、標準システムは自治体ごとに個別のカスタマイズができないため、運用で有効期間を2年間とすることは難しい。また、令和8年1月のシステム標準化のバージョンアップによって、機能にどのような影響が出るか不明であり、以降の出力内容が保証できない」との回答を受けた。</li> <li>・同年5月7日 本市質疑に対する国保中央会からの回答 「70歳以上の対象者の有効期間を2年間とすることは可能か。」との質疑に対し、「標準システムでは、70歳以上の資格確認書の有効期間は最大1年間で運用する。」との回答があったため、有効期間を一元管理する国保中央会の方針に従い、有効期間を1年間とする運用を選択せざるを得ないことが判明した。</li> </ul> <p>2 検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和7年度において、資格確認書の有効期限を変更することにより生じる経費はないが、令和8年度以降、対象者への資格確認書の郵送費等の経費が毎年必要となる。</li> <li>(2) 資格確認書は、対象者からの申請なく発行されるため、有効期間を変更しても特段の影響はない。</li> </ul>
決定等を要する事項	<p>1 令和6年7月17日開催の政策会議で決定した、資格確認書の有効期間を2年間から1年間に変更すること。</p>
今後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年6月上旬 議員へ情報提供</li> <li>・令和7年7月上旬 対象者に対して、資格確認書を送付</li> </ul>

保険証・資格確認書の有効期間

